

第3章 一般廃棄物処理施設等

第1節 収集運搬能力

1 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥除く）

(1) 生活ごみ等の収集量及び排出量

本市における平時のごみ排出量のうち、生活ごみ（家庭系ごみ）等の収集量及び直接搬入量は、次のとおり※¹である。

表 1 平成 30 年度ごみ排出量

区分	処理施設	H30 年度排出量 (t/年)			
		家庭系ごみ 収集量	事業系ごみ 収集量	直接搬入量	合計
可燃ごみ	ク	25,140	16,232	3,738	45,110
不燃ごみ	リ	1,442	-	194	1,636
不燃性粗大ごみ	リ	390	-	38	428
資源物	白色発泡スチロール・トレー	民	41	-	41
	缶・ビン類	リ	1,024	-	1,129
	ペットボトル	リ	278	-	283
	牛乳パック	リ	26	-	26
	再利用ビン	リ	3	-	3
	古紙類	リ※ ²	2,419	-	2,419
	古紙類(クリーンセンター分)	民	-	-	7
	小型家電	民	-	-	21
乾電池	民	34	-	34	
蛍光管・水銀体温計	民	15	-	15	
合計		30,811	16,232	4,107	51,150

※四捨五入の都合上、合計が合わない場合がある。

※ク…米子市クリーンセンター、リ…鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ、民…民間施設

※¹ 事業系食品残さ・古紙は含まない。

※² 搬入先はリサイクルプラザ及び民間施設。

(2) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の収集運搬能力

本市における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の本市保有収集運搬車両、収集運搬委託車両及び収集運搬業許可車両の収集運搬能力は、次のとおりである。

表 2 平成 30 年度一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）収集運搬能力

ア 本市保有収集運搬車両

車種	台数（台）	積載量（t）
塵芥車	2	4.00
ダンプ	3	4.35
計	5	8.35

イ 収集運搬委託車両

車種	台数（台）	積載量（t）
塵芥車	46	99.70
ダンプ	15	28.35
キャブオーバ	5	5.20
脱着装置付コンテナ専用車	2	4.00
計	68	137.25

ウ 収集運搬業許可車両※

車種	台数（台）	積載量（t）
塵芥車	47	97.95
ダンプ	22	50.45
キャブオーバ	28	61.20
脱着装置付コンテナ専用車	16	72.00
計	113	281.60

※本市内での運搬のみの車両を除く。委託車両との重複除く。

2 し尿及び浄化槽汚泥

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市における平時のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、次のとおりである。

表 3 平成 30 年度し尿及び浄化槽汚泥処理量

区分	平成 30 年度処理量 (k1)		合計 (k1)
	米子浄化場	白浜浄化場	
し尿	7,385	1,119	8,504
浄化槽汚泥	21,538	1,041	22,579
合計	28,923	2,160	31,083

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬能力

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の本市保有収集運搬車両及び収集運搬業許可車両の収集運搬能力は、次のとおりである。

表 4 平成 30 年度し尿及び浄化槽汚泥収集運搬能力

ア 本市保有収集運搬車両

車種	台数 (台)	積載量 (t)
糞尿車	1	1.80

イ 収集運搬業許可車両

車種	許可の種類	台数 (台)	積載量 (t)
糞尿車	し尿及び浄化槽汚泥*	16	36.00
	浄化槽汚泥のみ	8	22.80
計		24	58.80

*予備車を含む。

第2節 施設処理能力

1 中間処理施設

(1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥除く）

本市の平時における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の中間処理施設は、次のとおりである。

表 5 平成 30 年度におけるごみ中間処理施設

施設の種類		施設名	管理者	運転管理体制
可燃ごみ処理施設		米子市クリーンセンター	米子市	委託
不燃ごみ等処理施設		鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	鳥取県西部広域行政管理組合	直営・委託
処理委託	白色発泡スチロール・トレー処理施設	民間処理施設	民間事業者	—
	乾電池・蛍光管等処理施設	民間処理施設	民間事業者	—

ア 米子市クリーンセンター

(ア) 施設の所在地

米子市河崎 3280-1

(イ) 処理能力及び処理可能量

米子市クリーンセンターにおける処理能力及び災害廃棄物の処理可能量は、次のとおりである。

表 6 米子市クリーンセンターにおける処理能力及び処理可能量

処理能力 (t/日)	稼働日数 (日/年)	調整 稼働率	処理能力 (t/年)	年間処理量 (t/H30年度)		災害廃棄物処理可能量		
						(t/年)	(t/1.7年)	(t/2.7年)
270 ^{*1}	280	0.96	72,500	55,732		16,500	28,000	44,500
				米子市	45,110			
				日吉津村	1,279			
				大山町 ^{*2}	1,341			
				境港市	8,002			

*¹ 90 t / 日 × 3 炉

*² 旧中山清掃センター処理相当分

(ウ) 施設において想定される震度

米子市クリーンセンターにおいて想定される震度は、次のとおりである。東日本大震災における一般廃棄物焼却処理施設の被災の調査事例によると、想定震度が5強以下の地域では、施設の停止期間が2週間程度であることから、稼働停止による重大な影響はないと想定される。

表 7 米子市クリーンセンターにおける想定震度

断層の名称	最大震度	米子市クリーンセンターにおける震度
鳥取県西部地震断層	7	5強
F55断層	6強	5強

データ提供：鳥取県

イ 鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ（不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備）

(ア) 施設の所在地

西伯郡伯耆町口別所 630

(イ) 処理能力及び処理可能量

リサイクルプラザ（不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備）における処理能力及び災害廃棄物処理可能量は、次のとおりである。なお、リサイクルプラザは、不燃ごみ・不燃性粗大ごみを破碎・選別し、金属類等を資源化するのが目的であるため、仮置場において破碎選別が行われる場合はリサイクルプラザでの処理量が少なくなることも想定される。

表 8 リサイクルプラザ（不燃ごみ・不燃粗大ごみ処理設備）

処理能力及び処理可能量

処理能力 (t/日)	稼働日数 (日/年)	処理能力 (t/年)	年間処理量 (t/H30年度)		災害廃棄物処理可能量*		
					(t/年)	(t/1.7年)	(t/2.7年)
24.5	218	5,341	2,916		2,400	4,100	6,500
			米子市	2,064			

* 構成市町村全体の量

ウ 処理委託

民間施設については、災害発生後の施設の被害状況及び受入状況を確認し、いつから受入可能かの調整を行う。また、施設内で平時に発生した市の廃棄物を保管している場合は、保管状況についても確認を行う。

(2) 産業廃棄物

民間の産業廃棄物処理施設の処理能力は、次のとおりである。

ア 焼却施設

西部地区及び米子市内の産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設における処理可能量は、次のとおりである。処理能力に対する処理実績をみると余力があるようだが、余力の多くは自家処理専用の焼却施設であり、広く受入れが行われていないため、実質的な受入れは多くないと見込まれる。

表 9 民間の産業廃棄物焼却施設の処理可能量

	施設数	処理能力 (t/年)	処理実績 (t/H27年度)	災害廃棄物処理可能量		
				(t/年)	(t/1.7年)	(t/2.7年)
西部	6	78,340	54,002	3,800	6,700	9,800
米子市	2	43,575	2,939	2,000	3,500	5,100

データ提供：鳥取県

イ がれき類処理施設

全半壊した家屋等の解体に伴う廃コンクリート等の破砕処理については産業廃棄物処理施設がその重要な役割を担っている。西部地区及び米子市の処理可能量は、次のとおりである。

表 10 民間の産業廃棄物処理施設（がれき類）の処理可能量

	施設数	処理能力 (t/日)	災害廃棄物処理可能量（最大）		
			(t/年)	(t/1.7年)	(t/2.7年)
西部	17	7,501	750,000	1,274,800	1,875,100
米子市	9	3,127	312,600	531,300	781,600

データ提供：鳥取県

ウ 木くず処理施設

全半壊した家屋等の解体に伴う木くず等の破碎処理については産業廃棄物処理施設がその重要な役割を担っている。西部地区及び米子市の処理可能量は、次のとおりである。

表 11 民間の産業廃棄物処理施設（木くず）の処理可能量

	施設数	処理能力 (t/日)	災害廃棄物処理可能量（最大）		
			(t/年)	(t/1.7年)	(t/2.7年)
西部	10	833	83,100	141,300	207,900
米子市	3	169	16,900	28,700	42,200

データ提供：鳥取県

(3) し尿及び浄化槽汚泥

本市の平時におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設は、次のとおりである。

表 12 平成 30 年度し尿及び浄化槽汚泥中間処理施設

施設の種類の	施設名	管理者	運転管理体制
し尿処理施設	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場	鳥取県西部広域行政管理組合	直営
	鳥取県西部広域行政管理組合 白浜浄化場	鳥取県西部広域行政管理組合	直営

なお、白浜浄化場については、令和元年度末をもって用途廃止となるため、本市のし尿及び浄化槽汚泥は令和 2 年度からすべて米子浄化場で処理することになる。したがって、本計画では米子浄化場について想定することとする。

ア 鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場

(ア) 施設の所在地

米子市安倍 213

(イ) 処理能力及び処理可能量

表 13 米子浄化場の処理能力及び処理可能量

処理能力 (kl/日)	稼働日数 (日/年)	処理能力 (kl/年)	年間処理量 (kl/H30 年度)		災害分 処理可能量* (t/日)
			米子浄化場分	白浜浄化場分*	
145	365	52,925	28,923	12,468	31,000

*他市町村分を含む。

(ウ) 処理対象区域

米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町

2 最終処分場

平時における中間処理後の一般廃棄物については、鳥取県西部広域行政管理組合が委託している民間の最終処分場において埋立処理を行っている。

表 14 最終処分場

施設の種類	施設名	管理者
最終処分場	環境プラント工業 一般廃棄物第2最終処分場	環境プラント工業(株)

(1) 環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場

ア 施設の所在地

米子市淀江町小波地内

イ 計画容量及び埋立残容量

表 15 最終処分場埋立残容量予測

(単位：m³)

全体計画値	平成30年度末 測量値 (m ³)	埋立残容量 (平成30年度末)	
		489,657	392,849 (5,314)
うち廃棄物・覆土 埋立残容量	58,808		

※カッコ内数値は年度埋立量（覆土込）。

残容量は築堤土量 12,500 m³、最終覆土量 25,500 m³として試算。